

改 正 案	現 行
<p>（法第四条第三号の厚生労働省令で定める者）</p> <p>第一条 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号。以下「法」という。）<u>第四条第三号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により臨床工学技士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</u></p> <p>（免許の申請）</p> <p>第一条の三（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 戸籍の謄本又は抄本（<u>出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）</u>）については住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。第三条第二項及び第六条第二項において同じ。）</p>	<p>（法第四条第三号の厚生労働省令で定める者）</p> <p>第一条 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号。以下「法」という。）<u>第四条第三号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により臨床工学技士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</u></p> <p>（免許の申請）</p> <p>第一条の三（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 戸籍の謄本又は抄本</p>

とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写しとする。

二 (略)

(名簿の訂正)

第三条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第六条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に免許証及び戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の再交付申請)

二 (略)

(名簿の訂正)

第三条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第六条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に免許証を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の再交付申請)

第七条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第五号による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限り)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。)を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 5 (略)

第七条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第五号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 5 (略)